



薬 第 1474 - 3 号  
令和 5 年 8 月 31 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和5年8月31日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—  
1—ベンジル—1H—インダゾール—3—カルボキシアミド及びその塩類  
【通称名】ADB—BINACA

(2) 2—(エチルアミノ)—2—(3—フルオロフェニル)シクロヘキサン—1—オン及びその  
塩類  
【通称名】FXE、Fluorexetine

(3) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類

【通称名】 N-Butylbutylone、  
N-Butylnorbutylone

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

## 2. 施行期日

令和5年9月1日

大阪府健康医療部  
生活衛生室薬務課  
麻薬毒劇物グループ  
TEL: 06-6941-9078 (直通)  
FAX: 06-6944-6701